平成２５年（フ）第５１号
栃木県下都賀郡壬生町駅東町１番８―413号県営壬生住宅
債務者　竹田　孝子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５２１８号
神奈川県川崎市川崎区殿町２丁目５―６―202
債務者　安座間　薫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２３３号
東京都練馬区南大泉４丁目16―８―103
債務者　市村　晋司
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４０号
静岡県静岡市葵区瀬名２丁目１番40号
債務者　金子　春男
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７号
沖縄県中頭郡中城村字和宇慶803番地２　新垣方
債務者　小濱　朋美（旧姓新垣）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７３９号
千葉県松戸市上本郷1466番地の９
破産者　カジモンジュルハク
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７１号
千葉県松戸市上本郷1466番地の９
破産者　株式会社コスモキャスト
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１号
千葉県柏市富里１丁目２番２号
破産者　加々美　博
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７１号
千葉県柏市旭町４丁目６番１号
破産者　シンエイグローバル株式会社
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７２号
埼玉県志木市上宗岡４丁目３番29―103号
破産者　秦野　俊信
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３９７号
千葉県富里市七栄323番地
破産者　フラワー商事有限会社
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４号
福島県会津若松市西七日町５番35号
破産者　株式会社渡部製パン店
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２号
千葉県印西市原４丁目４番地７棟503号
破産者　立澤　　功
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１５３８０号
東京都台東区入谷２丁目31番４号　ガーデンコートアイ101
破産者　株式会社スタンダード
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１９号
東京都立川市砂川町４丁目34番地の15サンドルフ121号、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市秋留１丁目５番地１日神パレステージあきる野南704号
破産者　吉田　忠生
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０５号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野94番地の５
破産者　有限会社春行産業
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
静岡県磐田市富丘608番地
破産者　株式会社遠州木材センター
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５５１号
静岡県浜松市西区伊左地町7016番地の５
破産者　株式会社浜名湖塗装
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２４３４号
名古屋市東区徳川町1109番地
破産者　有限会社フラップクィーン
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部